

## コロケーションサービス利用規約

制定：2013年3月22日

発効：2013年4月1日

## 第1条（目的）

本コロケーションサービス利用規約（以下、「本サービス利用規約」といいます。）は、株式会社ブロードバンドタワー（以下、「当社」といいます。）が提供するコロケーションサービスの利用に係る条件を定めることを目的とします。

## 第2条（定義）

本サービス利用規約に別段の定めがない限り、本サービス利用規約で使用される用語は、当社の「サービス契約約款」（以下、「本契約約款」といいます。）において使用する用語の例によるものとします。

## 第3条（本サービス）

1. 当社は、コロケーションサービスとして、次の各号に掲げるサービス（以下、「本サービス」といいます。）をお客様に提供します。
  - (1) 19 インチラックスペースサービス
  - (2) ユニットスペースサービス
  - (3) ケージスペースサービス
  - (4) 持ち込みラックスペースサービス
  - (5) 上記第(1)号から第(4)号までのサービス（以下、これらのサービスを総称して「メインサービス」といいます。）に付随するサービス（以下、「オプションサービス」といいます。）
2. 当社は、本サービスを提供するにあたり、お客様に対し、当社が運営するデータセンター施設に入館するためのIDとして、入館許可証を発行することがあります。

## 第4条（本サービス利用規約改定の通知）

本サービス利用規約を改定する場合、当社は、お客様に対し、その旨を改定の効力が生じる2か月前までに通知します。ただし、お客様にとって実質的に不利益とならない本サービス利用規約の軽微な変更については、この限りではありません。

## 第5条（本サービス廃止の通知）

本サービスを廃止する場合、当社は、お客様に対し、その旨を本サービスが廃止される3か月前までに通知します。

## 第6条（サービスレベルの保証）

1. 当社は、本利用開始日から本サービス契約が終了するまでの間、一時的な停電又は本サービス用設備の故障のいずれかを原因とする本サービスの利用不能時間が、一暦月において合計で4分19秒を超えないこと（以下、「保証事項」といいます。）を保証します。
2. 当社は、保証事項を充足できなかった場合、一時的な停電又は本サービス用設備の故障のいずれかを原因とする本サービスの利用不能時間によって、当該暦月の本サービス料金から、次に定める金額を減額します。

一暦月中の利用不能時間の合計	減額金額
4分19秒超、8分38秒以下	当該暦月の月額費用の33.3%
8分38秒超	当該暦月の月額費用の66.6%

※減額金額算定の際、千円未満の端数は四捨五入されます。

3. 前2項にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる場合、本サービスのサービスレベルを保証しません。また、かかる場合における本サービスの利用不能時間は、前2項において、一切考慮されません。
  - (1) 本契約約款第16条に基づき当社が本サービスを一時停止する場合
  - (2) 本契約約款第17条に基づき当社が本サービスを中止する場合
  - (3) 本契約約款第23条第2項所定の措置を当社が行う場合
  - (4) 本契約約款第39条第1項所定の事由により、本サービスの提供が不可能若しくは困難となった場合
  - (5) お客様の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供が不可能若しくは困難となった場合
4. 第2項の減額は、お客様が当社に対して減額の申請をし、当社がかかる申請を正式に受理することにより、その効力が生じるものとします。
5. 前項の申請は、保証事項を充足できなかった歴月の翌月10営業日までに、お客様が当社所定の申請書を当社に提出することにより行います。なお、お客様は、かかる申請期限を過ぎて、減額の申請をすることはできません。

#### 第7条（最低利用期間）

本サービス契約締結書面に別段の明示的な定めがない限り、本サービスの最低利用期間は、本利用開始日から1年間とします。

#### 第8条（オプションサービス）

1. お客様は、お客様の選択により、オプションサービスを利用することができます。ただし、オプションサービスは、その基本となるメインサービスとは別に単独で利用することはできません。
2. オプションサービスについては、サービスレベルの保証はありません。ただし、電源の追加に係るオプションサービスについては、第6条の定めが準用されます。
3. お客様は、当社に対して1か月以上前に通知することにより、オプションサービスに係る契約の全部又は一部を解約することができます。

#### 附則（2013年3月22日制定時）

##### 第1条（発効日）

本サービス利用規約は、2013年4月1日（本附則において、「発効日」といいます。）をもって効力を生じるものとします。なお、これに伴い、本サービス契約に適用された従前の「サービス利用規約」及び「サービスレベル規約」は、発効日の前日をもって廃止されます。

##### 第2条（経過措置）

前条にかかわらず、発効日の前日までに締結された本サービス契約については、2013年5月31日までの間、前条による廃止前の当社の「サービス利用規約」及び「サービスレベル規約」が適用され、その翌日から本サービス利用規約が適用されます。

#### 附則（2014年7月11日変更時）

##### 第1条（発効日）

本サービス利用規約第3条第1項第(2)号は、本サービス利用規約第4条ただし書きに基づき追加され、2014年7月11日をもって効力を生じるものとします。

附則（2025年9月1日変更時）

第1条（石狩再エネデータセンターに関する特則）

石狩再エネデータセンターで提供されるコロケーションサービスに関して、当社は、本サービス契約における契約上の地位又は権利若しくは義務を第三者に譲渡、移転、承継その他処分することができるものとし、当該サービスのお客様は、かかる処分につき予め同意したものとします。

第2条（発効日）

前条は、本サービス利用規約第4条ただし書きに基づき追加され、2025年9月1日をもって効力を生じるものとします。